議 案 及 び 説 明
並びに参考資料

令和７年６月定例会

池　田　市

目　　次

1　報告第 7 号　令和６年度池田市水道事業会計予算繰越計算書について ･････････････ 1

2　報告第 8 号　令和６年度池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について ････････ 3

3　報告第 9 号　令和６年度池田市一般会計繰越明許費繰越計算書について ･････････････ 5

説　　明 ･････････････････････････ 7

4　議案第５９号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について･･････ 9

説　　明 ･････････････････････････ 14

参　　考 ･････････････････････････ 16

5　議案第６０号　職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について ･････････････････････････････････････ 23

説　　明 ･････････････････････････ 27

参　　考 ･････････････････････････ 30

6　議案第６１号　池田市ダイバーシティセンター条例等の一部改正について ･････････････ 35

説　　明 ･････････････････････････ 39

参　　考 ･････････････････････････ 41

7　議案第６２号　阪急池田駅南広場再整備工事請負変更契約の締結について ･････････････ 45

参　考（1） ･････････････････････ 46

参　考（2） ･････････････････････ 47

参　考（3） ･････････････････････ 48

参　考（4） ･････････････････････ 49

参　考（5） ･････････････････････ 50

参　考（6） ･････････････････････ 51

参　考（7） ･････････････････････ 52

８　議案第６３号　池田市公平委員会委員の選任について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53

９　議案第６４号　池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54

10　議案第６５号　池田市職員懲戒審査委員会委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

11　議案第６６号　財産区管理委員の選任について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　57

12　諮問第　１　号　人権擁護委員の推薦に関する諮問について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58

13　議案第６７号　令和７年度池田市水道事業会計補正予算（第２号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61

説　　明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71

14　議案第６８号　令和７年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）　・・・・　73

説　　明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75

参　　考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

15　議案第６９号　令和７年度池田市一般会計補正予算（第３号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　85

説　　明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　89

参　　考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　103

報告第７号

令和６年度池田市水道事業会計予算
繰越計算書について

令和６年度池田市水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により報告する。

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

令和６年度　池田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
1　資本的支出	1　建設改良費	配水管布設工事	166,700,000	123,553,100	3,100,000	内部留保資金	3,100,000	40,046,900	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
	3　第２次施設整備費	配水管布設替工事	988,400,000	528,943,800	412,859,200	企業債	251,200,000	46,597,000	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
						補助金	73,000,000		
						内部留保資金	88,659,200		

報告第８号

令和６年度池田市公共下水道事業会計予算
繰越計算書について

令和６年度池田市公共下水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により報告する。

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

令和６年度　池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
1　資本的支出	1　建設改良費	管渠布設工事	1,254,700,000	802,566,080	210,000,000	企業債	135,000,000	242,133,920	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
						補助金	75,000,000		

報告第９号

令和６年度池田市一般会計繰越明許費
繰越計算書について

令和６年度池田市一般会計繰越明許費を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

令和６年度　池田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	市債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策臨時特別給付金給付事業	483,211,000	126,765,000		119,730,000			7,035,000
8 土木費	4 都市計画費	五月山動物園整備事業	441,000,000	441,000,000		220,500,000	208,500,000		12,000,000
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備事業	110,200,000	73,394,000		33,840,000	34,200,000		5,354,000
10 教育費	2 小学校費	小学校バリアフリー改修事業	39,710,000	39,710,000		20,054,000	19,600,000		56,000
10 教育費	2 小学校費	小学校照明器具改修事業	116,600,000	116,600,000		39,254,000	77,300,000		46,000
10 教育費	3 中学校費	中学校外壁改修事業	132,000,000	132,000,000		44,440,000	87,500,000		60,000
10 教育費	3 中学校費	中学校照明器具改修事業	160,600,000	160,600,000		54,067,000	106,500,000		33,000
12 諸支出金	1 防災費	防災対策事業	60,060,000	60,060,000		30,030,000			30,030,000
12 諸支出金	1 防災費	防災備蓄倉庫改修事業	11,000,000	11,000,000		5,500,000	5,500,000		

報告第９号　　説　　明

令和６年度　池田市一般会計繰越明許費繰越計算書説明

款　　項	目	節	予　算　額	決算見込額	残　　額	繰　越　額	不　用　額
			円	円	円	円	円
3 民生費 1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	3 職員手当等	73,180,000	69,842,299	3,337,701	336,000	3,001,701
		10 需用費	1,714,000	589,693	1,124,307	284,000	840,307
		11 役務費	24,591,000	13,824,294	10,766,706	2,607,000	8,159,706
		12 委託料	181,412,000	122,177,808	59,234,192	40,000,000	19,234,192
		13 使用料及び賃借料	818,000	309,753	508,247	58,000	450,247
		18 負担金補助及び交付金	3,101,753,000	2,807,156,572	294,596,428	83,480,000	211,116,428
8 土木費 4 都市計画費	6 公園整備費	12 委託料	169,200,000	93,923,500	75,276,500	55,200,000	20,076,500
		14 工事請負費	813,979,000	390,057,800	423,921,200	385,800,000	38,121,200
8 土木費 4 都市計画費	7 都市再生整備費	12 委託料	35,619,000	21,196,730	14,422,270	4,994,000	9,428,270
		14 工事請負費	222,200,000	153,800,000	68,400,000	68,400,000	0
10 教育費 2 小学校費	1 学校管理費	12 委託料	94,836,000	88,364,158	6,471,842	4,510,000	1,961,842
		14 工事請負費	236,451,000	156,288,000	80,163,000	35,200,000	44,963,000

款　　項	目	節	予　算　額	決算見込額	残　　額	繰　越　額	不　用　額
10 教育費 2 小学校費	3 学校建設費	14 工事請負費	324,500,000	158,235,000	166,265,000	116,600,000	49,665,000
10 教育費 3 中学校費	1 学校管理費	14 工事請負費	264,000,000	111,650,000	152,350,000	132,000,000	20,350,000
10 教育費 3 中学校費	3 学校建設費	14 工事請負費	160,600,000	0	160,600,000	160,600,000	0
12 諸支出金 1 防災費	1 災害対策費	10 需用費	16,949,000	11,267,807	5,681,193	5,557,000	124,193
		14 工事請負費	11,000,000	0	11,000,000	11,000,000	0
		17 備品購入費	55,927,000	1,373,196	54,553,804	54,503,000	50,804
計			5,788,729,000	4,200,056,610	1,588,672,390	1,161,129,000	427,543,390

議案第５９号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

職員の仕事と育児との両立に関する支援について、国家公務員において子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が義務化されることを踏まえて規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和２７年池田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「第１４条の２第１項」を「第１４条の３第１項」に改める。

第１４条の３中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第１４条の４とする。

第１４条の２第１項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第１４条の３とし、第１４条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１４条の２　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年池田市条例第２号。以下「育児休業条例」という。）第２３条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況

又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第１５条中「前２条」を「前３条」に改める。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和２年池田市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「第１６条第１項」を「第１７条第１項」に改める。

第１７条中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第１８条とする。

第１６条第１項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第

１７条とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１６条　教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年池田市条例第２号。以下「育児休業条例」という。）第２３条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　教育委員会は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職

員の意向を確認するための措置

３　教育委員会は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第１条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１４条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３　教育委員会は、施行日前においても、第２条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１６条第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第５９号　　説　　明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

１　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和２７年池田市条例第３号）の一部改正〔第１条関係〕

(1) 仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「両立支援制度等」という。）に関し、妊娠、出産等についての申出をした職員及び３歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の義務について定めるものであること。

（第１４条の２関係）

(2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等に係る委任規定について、所要の整備を行うものであること。

（第１５条関係）

２　池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和２年池田市条例第２９号）の一部改正〔第２条関係〕

両立支援制度等に関し、妊娠、出産等についての申出をした池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員（以下「教育職員」という。）及び３歳に満たない子を養育する教育職員に対する意向確認等の義務について定めるものであること。

（第１６条関係）

３　この条例は、令和７年１０月１日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。ただし、当該経過措置に係る規定に

ついては、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第５９号　　参　　考

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
１　職員の勤務時間、休暇等に関する条例	１　職員の勤務時間、休暇等に関する条例
第１条～第１１条　（略）	第１条～第１１条　（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第１２条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１４条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第１２条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１４条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
第１２条の２～第１４条　（略）	第１２条の２～第１４条　（略）
	（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）
	第１４条の２　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年池田市

改　　正　　前	改　　正　　後
	条例第２号。以下「育児休業条例」という。）第２３条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 育児休業条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための

改　　正　　前	改　　正　　後
	措置 (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第１４条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　(略) (介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置) 第１４条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(3)　(略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第１４条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　(略) (介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置) 第１４条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(3)　(略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等)

改　　正　　前	改　　正　　後
第１５条　前２条に定めるものを除くほか、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等は、第２条から第１４条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。	第１５条　前３条に定めるものを除くほか、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等は、第２条から第１４条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。
第１６条　（略）	第１６条　（略）
２　池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例	２　池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例
第１条～第１１条　（略）	第１条～第１１条　（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第１２条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第１６条第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、教育委員会規則の定めるところにより職員の申出に基づき要介護者１人につき当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第１２条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第１７条第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、教育委員会規則の定めるところにより職員の申出に基づき要介護者１人につき当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

改　　正　　前	改　　正　　後
２　（略） 第１３条～第１５条　（略）	２　（略） 第１３条～第１５条　（略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第１６条　教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年池田市条例第２号。以下「育児休業条例」という。）第２３条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3)　育児休業条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　教育委員会は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

改　　正　　前	改　　正　　後
	(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　教育委員会は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１６条　教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　（略）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１７条　教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　（略）
（介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置） 第１７条　教育委員会は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に	（介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置） 第１８条　教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう

改　　正　　前	改　　正　　後
行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(3)　(略)	にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)～(3)　(略)

議案第６０号

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において、従来の１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこととする制度によるほか、１年につき一定の時間の範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるよう変更されることに伴い、所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年池田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項及び第２項」を削り、「基づき、並びに同法を実施するため、」を「基づく」に改める。

第１９条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「以下同じ。）」の次に「のうち同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求するもの（以下「第１号部分休業」という。）」を加え、「、勤務時間条例第２条第１項に規定する正規の勤務時間（教育職員にあっては教育職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２　部分休業のうち育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求するもの（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２０条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２０条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２０条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）

をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２２条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２２条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年池田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間に第１条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第２０条の２に規定する第２号部分休業の承認の請求をする場合における同条例第２０条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第６０号　　説　　明

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

１　職員の育児休業等に関する条例（平成４年池田市条例第２号）の一部改正〔第１条関係〕

(1) 文言の整備を行うものであること。

（第１条関係）

(2) 第２号部分休業（１年につき一定の時間の範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部について行うことができる部分休業をいう。以下同じ。）の導入により１日の勤務時間の全部について部分休業をすることが可能となることに伴い、部分休業をすることができない職員の要件のうち、勤務日ごとの勤務時間に関する要件を廃止するものであること。

（第１９条関係）

(3) 第１号部分休業（１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこととする従来の部分休業をいう。以下同じ。）の請求に対する任命権者の承認について、その請求に係る時間が勤務時間の始め又は終わりに接続していることを要件としていたところ、これを廃止するものであること。

（第２０条関係）

(4) 第２号部分休業の請求に対する任命権者の承認に係る要件について、１時間を単位とすることとして定めるものであること。ただし、その請求に係る勤務日の勤務時間に分を単位とする時間がある場合にはその勤務時間の全部について、また、第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がありその残時間数の全部に係る請求があった場合にはその残時間数について承認することができるとするものであること。

（第２０条の２関係）

(5) 部分休業の請求をしようとする職員が行うべき第１号部分休業又は第２号部分休業のいずれを請求するかの任命権者への申出（(7)及び(8)において「部分休業の申出」という。）は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとによることとするものであること。

（第２０条の３関係）

(6) 第２号部分休業の１年につき取得が可能な時間は、非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間とするものであること。

（第２０条の４関係）

(7) 部分休業の申出をした内容の変更を認める要件について、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の部分休業の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該部分休業の申出の内容を変更しなければ当該部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合として定めるものであること。

（第２０条の５関係）

(8) 部分休業の申出をした内容の変更をした場合について、これを部分休業の承認の取消事由として定めるものであること。

（第２２条関係）

２　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年池田市条例第２３号）の一部改正〔第２条関係〕

企業職員の給与の減額に係る規定について、第２号部分休業の導入により１日の勤務時間の全部について部分休業をすることが可能となることに伴う所要の整理を行うものであること。

（第１６条関係）

３　この条例は、令和７年１０月１日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６０号　　参　　考

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
１　職員の育児休業等に関する条例	１　職員の育児休業等に関する条例
（目的）	（趣旨）
第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づく職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
第２条～第１８条　（略）	第２条～第１８条　（略）
（部分休業をすることができない職員）	（部分休業をすることができない職員）
第１９条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）及び育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員とする。	第１９条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、勤務の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）及び育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員とする。
（部分休業の承認）	（第１号部分休業の承認）

改　　正　　前	改　　正　　後
第２０条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第２条第１項に規定する正規の勤務時間（教育職員にあっては教育職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。	第２０条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）のうち同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求するもの（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。
２　労働基準法第６７条の規定による育児時間又は当該育児時間に相当する勤務時間条例第１１条若しくは教育職員勤務時間条例第１１条に規定する特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第１２条の２第１項若しくは教育職員勤務時間条例第１３条第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	２　労働基準法第６７条の規定による育児時間又は当該育児時間に相当する勤務時間条例第１１条若しくは教育職員勤務時間条例第１１条に規定する特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第１２条の２第１項若しくは教育職員勤務時間条例第１３条第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該	３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあって

改　　正　　前	改　　正　　後
時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第２０条の２　部分休業のうち育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求するもの（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 (1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 (2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間） 第２０条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 （育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第２０条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を

改　　正　　前	改　　正　　後
	基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員　７７時間３０分 (2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間 （育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情） 第２０条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
第２１条　（略） （部分休業の承認の取消事由） 第２２条　第１４条の規定は、部分休業について準用する。	第２１条　（略） （部分休業の承認の取消事由） 第２２条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。
第２３条・第２４条　（略）	第２３条・第２４条　（略）
２　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	２　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
第１条～第１５条　（略）	第１条～第１５条　（略）

改　　正　　前	改　　正　　後
（給与の減額） 第１６条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 第１７条～第２０条　（略）	（給与の減額） 第１６条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 第１７条～第２０条　（略）

議案第６１号

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部改正について

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

池田市公共施設予約システム導入に際し、関係施設における手続の見直し等を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正）

第１条　池田市ダイバーシティセンター条例（令和３年池田市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「という。）は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

（池田市保健福祉総合センター条例の一部改正）

第２条　池田市保健福祉総合センター条例（平成２０年池田市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「という。）は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第３項を次のように改める。

３　センターの駐車場を使用する者は、自動車を退場させる際、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。

第１３条を次のように改める。

（使用料の還付）

第１３条　市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（池田市立市民活動交流センター条例の一部改正）

第３条　池田市立市民活動交流センター条例（令和３年池田市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「という。）は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第１３条を次のように改める。

（使用料の還付）

第１３条　市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（公民館条例の一部改正）

第４条　公民館条例（昭和３９年池田市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「規則で定める公民館使用許可申請書兼同意書を」を削り、「に提出して許可」を「の許可」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

第１１条第２項を次のように改める。

２　教育委員会は、前項の許可に当たり公民館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

第１３条中「使用者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の１項を加える。

２　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(1) 法第２２条に規定する事業を実施するほか、市又は教育委員会が使用するとき。

(2) 社会教育関係団体その他公益を目的とする事業を実施する団体が使用する場合で、その使用が公益を目的とするものと教育委員会が認めるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、特別の事由があると認めるとき。

第１４条を次のように改める。

（使用料の還付）

第１４条　教育委員会は、規則で定めるところにより、納付された使用料の

全部又は一部を還付することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年９月１日から施行する。

（池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の池田市ダイバーシティセンター条例第７条第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請による池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

（池田市保健福祉総合センター条例の一部改正に伴う経過措置）

３　第２条の規定による改正後の池田市保健福祉総合センター条例第１２条第１項の規定は、施行日以後にされる申請による同条例別表第１に掲げる施設の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による同表に掲げる施設の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

（池田市立市民活動交流センター条例の一部改正に伴う経過措置）

４　第３条の規定による改正後の池田市立市民活動交流センター条例第１２条第１項の規定は、施行日以後にされる申請による池田市立市民活動交流センターの施設又は設備の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による池田市立市民活動交流センターの施設又は設備の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

（公民館条例の一部改正に伴う経過措置）

５　第４条の規定による改正後の公民館条例第１３条第１項の規定は、施行日以後にされる申請による公民館の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による公民館の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

議案第６１号　　説　　明

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部改正について

１　池田市ダイバーシティセンター条例（令和３年池田市条例第１４号）の一部改正〔第１条関係〕

池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料の前納の方法について、規則に委任して定めることとするものであること。

（第７条関係）

２　池田市保健福祉総合センター条例（平成２０年池田市条例第２８号）の一部改正〔第２条関係〕

(1) 池田市保健福祉総合センターの会議室等の使用に係る使用料の前納の方法について、規則に委任して定めることとするものであること。また、池田市保健福祉総合センターの駐車場の使用に係る使用料の納付方法について、条例に明記するものであること。

（第１２条関係）

(2) 池田市保健福祉総合センターの会議室等及び駐車場の使用に係る使用料の還付について、所要の規定の整備を行うものであること。

（第１３条関係）

３　池田市立市民活動交流センター条例（令和３年池田市条例第１６号）の一部改正〔第３条関係〕

(1) 池田市立市民活動交流センターの施設及び設備の使用に係る使用料の前納の方法について、規則に委任して定めることとするものであること。

（第１２条関係）

(2) 池田市立市民活動交流センターの施設及び設備の使用に係る使用料の還付について、所要の規定の整備を行うものであること。

（第１３条関係）

４　公民館条例（昭和３９年池田市条例第２９号）の一部改正〔第４条関係〕

(1) 公民館の使用の許可について、その変更に係る手続を定め、及び使用条件の付与に関し明記するほか、所要の規定の整備を行うものであること。

（第１１条関係）

(2) 公民館の使用に係る使用料について、前納の方法を規則に委任して定めることとし、及び減免事由を整備するほか、所要の規定の整備を行うものであること。

（第１３条関係）

(3) 公民館の使用に係る使用料の還付について、所要の規定の整備を行うものであること。

（第１４条関係）

５　この条例は、令和７年９月１日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６１号　　参　　考

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
１　池田市ダイバーシティセンター条例	１　池田市ダイバーシティセンター条例
第１条～第６条　（略）	第１条～第６条　（略）
（使用料）	（使用料）
第７条　施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。	第７条　施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、別表に定める使用料を前納しなければならない。
２　（略）	２　（略）
第８条～第１３条　（略）	第８条～第１３条　（略）
２　池田市保健福祉総合センター条例	２　池田市保健福祉総合センター条例
第１条～第１１条　（略）	第１条～第１１条　（略）
（使用料）	（使用料）
第１２条　センターの会議室等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第１に定める使用料を前納しなければならない。	第１２条　センターの会議室等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、別表第１に定める使用料を前納しなければならない。
２　（略）	２　（略）
３　センターの駐車場の使用料は、別表第２のとおりとする。	３　センターの駐車場を使用する者は、自動車を退場させる際、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。
４　（略）	４　（略）

改　　正　　前	改　　正　　後
（使用料の還付） 第１３条　納付された使用料は還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 第１４条～第１８条　（略） ３　池田市立市民活動交流センター条例 第１条～第１１条　（略） （使用料） 第１２条　センター施設又はセンター設備の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センター施設の使用にあっては別表第１、センター設備の使用にあっては別表第２に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。 ２　（略） （使用料の不還付） 第１３条　納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。 第１４条～第１９条　（略） ４　公民館条例	（使用料の還付） 第１３条　市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 第１４条～第１８条　（略） ３　池田市立市民活動交流センター条例 第１条～第１１条　（略） （使用料） 第１２条　センター施設又はセンター設備の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、センター施設の使用にあっては別表第１、センター設備の使用にあっては別表第２に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。 ２　（略） （使用料の還付） 第１３条　市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 第１４条～第１９条　（略） ４　公民館条例

改　　正　　前	改　　正　　後
第１条～第１０条　（略）	第１条～第１０条　（略）
（使用の許可）	（使用の許可）
第１１条　公民館を使用しようとするものは、あらかじめ規則で定める公民館使用許可申請書兼同意書を教育委員会に提出して許可を受けなければならない。	第１１条　公民館を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
２　教育委員会は、前項の規定による提出があったときは、その内容を精査して支障がないと認めたときは、規則で定める公民館使用許可書を交付する。	２　教育委員会は、前項の許可に当たり公民館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。
第１２条　（略）	第１２条　（略）
（使用料）	（使用料）
第１３条　使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会は、公民館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	第１３条　使用者は、規則で定めるところにより、別表に定める使用料を前納しなければならない。
(1) 法第２２条に規定する事業の実施	
(2) 公用又は公益を目的とするものであるとき。	
(3) その他特別の事由があるとき。	
	２　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。
	(1) 法第２２条に規定する事業を実施するほか、市又は教育委員会が使用す

改　　正　　前	改　　正　　後
（使用料の還付） 第１４条　既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。 第１５条～第１９条　（略）	るとき。 (2) 社会教育関係団体その他公益を目的とする事業を実施する団体が使用する場合で、その使用が公益を目的とするものと教育委員会が認めるとき。 (3) 前２号に掲げるもののほか、特別の事由があると認めるとき。 （使用料の還付） 第１４条　教育委員会は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 第１５条～第１９条　（略）

議案第６２号

阪急池田駅南広場再整備工事請負変更契約の締結について

令和６年６月池田市議会定例会において議案第４６号として議決を経て締結した工事の請負契約について、下記のとおり変更に係る契約を締結したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年池田市条例第８号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

変更前契約金額　金２２２，２００，０００円
変更後契約金額　金２２２，６０５，０００円

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

公共工事設計労務単価の上昇に伴い、契約書第２５条第６項の規定により、契約金額を変更する必要が生じたため、阪急池田駅南広場再整備工事請負変更契約を締結したいので、本議案を提出するものである。

議案第６２号　　参　　考（１）

議案の提出に至るまでの経緯について

１　阪急池田駅南広場再整備工事については、令和６年５月１４日の入札を経て同月１７日仮契約【参考（２）】を締結し、令和６年議案第４６号により議会の議決を経て、令和６年６月２４日に本契約【参考（３）】を締結した。

２　令和６年１２月２３日、工事工程を見直したことによる債務負担行為の廃止に伴い、変更契約【参考（４）】を締結した。

３　令和７年３月２７日、契約金額の変更を伴わない設計内容の変更をするため、変更契約【参考（５）】を締結した。

４　令和７年３月２８日、令和６年度の工事出来形として予定していた工事材料が工場から工事現場に搬入できない状況となり、工場にある工場製品を部分払の対象となる工事出来形に含められるよう変更するため、変更契約【参考（６）】を締結した。

５　令和７年３月に公共工事設計労務単価（公共工事の工事費の積算に用いるため国土交通省が決定する公共工事に係る労働者の労務単価をいう。以下同じ。）が引き上げられたことに伴い、当該引上げ後の公共工事設計労務単価を用いて積算した金額に変更することについて受注者から請求があり、契約金額を変更する必要が生じたため、変更契約【参考（７）】の締結についての議決を求め、本議案の提出に至ったものである。

（消費税込み）

契約の目的	変更前契約金額	変更後契約金額	差引増額
阪急池田駅南広場再整備工事	円 222,200,000	円 222,605,000	円 405,000

議案第６２号　　参　　考（２）

【当初契約書（令和６年６月池田市議会定例会　議案第４６号参考の一部）】

池契工般第１号

建 設 工 事 請 負 契 約 書

1	工　事　名	阪急池田駅南広場再整備工事										
2	工 事 場 所	池田市呉服町２番地内他										
3	工 事 期 間	本契約締結の日の翌日から令和７年７月３１日まで										
4	請負代金額		十億			百万			千			円
			￥	２	２	２	２	０	０	０	０	０
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			￥	２	０	２	０	０	０	０	０
5	契約保証金	免除（公共工事履行保証証券加入）										
6	建設発生土の搬出先等	建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり										
7	解体工事に要する費用等	この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれの別添書面に記載する。										
8	適用除外条項											

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記８のとおり。）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年５月１７日

発注者　大阪府池田市城南１丁目１番１号
池　田　市
代　表　者　池田市長　瀧　澤　智　子

受注者　所　在　地　池田市城南３丁目６番１３号
商号又は名称　村本建設工業㈱
代表者氏名　代表取締役　小倉　徹也

（以下略）

議案第６２号　　参　　考（３）

【本契約締結通知書】

池 契 約 発 第 ６ 号
令 和 ６ 年 ６ 月 ２ ４ 日

村本建設工業㈱
代表取締役　小倉　徹也　様

池田市長　瀧　澤　智　子

本契約の締結について（通知）

令和６年５月１７日付で工事請負仮契約を締結した「阪急池田駅南広場再整備工事」は、下記のとおり池田市議会の議決を得ましたので、工事請負契約第６０条の条項により、令和６年６月２４日を本契約締結日としますので通知します。

記

議 案 番 号	議案第４６号
件　　名	阪急池田駅南広場再整備工事請負契約の締結について
議 決 の 結 果	原案可決
議 決 年 月 日	令和６年６月２４日
本契約締結日	令和６年６月２４日

議案第６２号　　参　　考（４）

【変更契約書】

工事請負変更契約書

令和６年６月２４日付け貴社と本契約の建設工事請負契約内容について、下記のとおり変更する。

工 事 名　　阪急池田駅南広場再整備工事
工事場所　　池田市呉服町２番地内他
変更事項　　金額・工期変更を伴わない契約書の変更

頭書８　適用除外条項
変更前　　記載なし
変更後　　第３９条（債務負担行為に係る契約の特則）
第４０条（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）
第４１条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和６年１２月２３日

大阪府池田市城南１丁目１番１号
発注者　　池　田　市
代　表　者　　池田市長　瀧　澤　智　子

所　在　地　　池田市城南３丁目６番１３号
受注者　　商号又は名称　　村本建設工業㈱
代表者氏名　　代表取締役　小倉　徹也

議案第６２号　　参　　考（５）

【変更契約書】

工事請負変更契約書

令和６年１２月２３日付け貴社と変更契約の建設工事請負契約内容について、下記のとおり変更する。

工 事 名　　阪急池田駅南広場再整備工事
工事場所　　池田市呉服町２番地内他
変更事項　　金額変更を伴わない設計内容の変更

１　設計図書
別紙のとおり

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和７年３月２７日

大阪府池田市城南１丁目１番１号
発注者　池　田　市
代　表　者　　池田市長　瀧　澤　智　子

所　在　地　　池田市城南３丁目６番１３号
受注者　商号又は名称　　村本建設工業㈱
代表者氏名　　代表取締役　小倉　徹也

議案第６２号　　参　　考（６）

【変更契約書】

工事請負変更契約書

令和７年３月２７日付け貴社と変更契約の建設工事請負契約内容について、下記のとおり変更する。

工 事 名　　阪急池田駅南広場再整備工事
工事場所　　池田市呉服町２番地内他
変更事項　　金額・工期変更を伴わない契約書の変更

部分払いに関する規定（第３７条）の一部変更

・建設工事請負契約書第３７条第１項中「出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料」を「出来形部分、工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品」に変更する。
・同条第２項中「出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料」を「出来形部分、工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品」に変更する。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和７年３月２８日

大阪府池田市城南１丁目１番１号
発注者　池　田　市
代　表　者　　池田市長　瀧　澤　智　子

所　在　地　　池田市城南３丁目６番１３号
受注者　商号又は名称　　村本建設工業㈱
代表者氏名　　代表取締役　小倉　徹也

議案第６２号　　参　　考（７）

【変更契約書】

工事請負変更契約書

令和７年３月２８日付け貴社と変更契約の建設工事請負契約内容について、下記のとおり変更する。

なお、この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

工 事 名　　阪急池田駅南広場再整備工事

工事場所　　池田市呉服町２番地内他

変更事項

１　変更前請負代金額　￥222,200,000

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥20,200,000）

２　変更後請負代金額　￥222,605,000

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥20,236,818）

３　差引増額　　￥405,000

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥36,818）

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和７年５月２０日

大阪府池田市城南１丁目１番１号

発注者　池　田　市

代　表　者　　池田市長　瀧　澤　智　子

所　在　地　　池田市城南３丁目６番１３号

受注者　商号又は名称　　村本建設工業㈱

代表者氏名　　代表取締役　小倉　徹也

議案第６３号

池田市公平委員会委員の選任について

下記の者を池田市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　[redacted]

氏　名　　眞　下　照　雄

[redacted]

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

池田市公平委員会委員眞下照雄氏は、来る令和７年８月７日をもって任期満了となるため、その後任を選任するものである。

議案第６４号

池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を池田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　[redacted]

氏　名　　北　村　　真

[redacted]

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

池田市固定資産評価審査委員会委員北村真氏は、来る令和７年６月３０日をもって任期満了となるため、その後任を選任するものである。

議案第６５号

池田市職員懲戒審査委員会委員の選任について

下記の者を池田市職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法施行規程（昭和２２年政令第１９号）第１６条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

（学識経験を有する者）

住　所　[redacted]

氏　名　本　郷　　修

[redacted]

住　所　[redacted]

氏　名　松　室　利　幸

[redacted]

住　所　[redacted]

氏　名　村　瀬　謙　一

[redacted]

（市職員から選任する者）

住　所　　[redacted]

氏　名　　衛　門　昭　彦

[redacted]

住　所　　[redacted]

氏　名　　塩　川　英　樹

[redacted]

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

池田市職員懲戒審査委員会委員本郷修氏、松室利幸氏、村瀬謙一氏、衛門昭彦氏、塩川英樹氏は、来る令和７年６月３０日をもって任期満了となるため、その後任を選任するものである。

議案第６６号

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理会条例（昭和３８年池田市条例第１９号）第３条の規定により議会の同意を求める。

記

大字西市場財産区

住　　所	氏　　名	生年月日
[redacted]	中田　伸幸	[redacted]
[redacted]	烏帽子淳一	[redacted]
[redacted]	中田　耕二	[redacted]
[redacted]	中田　重幸	[redacted]
[redacted]	中村　　登	[redacted]
[redacted]	中村　　公	[redacted]
[redacted]	上田　晃三	[redacted]

大字畑財産区

住　　所	氏　　名	生年月日
[redacted]	谷田　道昭	[redacted]
[redacted]	村上　光延	[redacted]
[redacted]	正田　憲史	[redacted]
[redacted]	吉原　文彦	[redacted]
[redacted]	荒木　　宏	[redacted]
[redacted]	谷田　　基	[redacted]
[redacted]	岸本　洋平	[redacted]

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

大字西市場財産区及び大字畑財産区の各財産区管理会の各財産区管理委員は、来る令和７年６月２６日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦に関する諮問について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

記

住　所　[redacted]

氏　名　奥　　由　佳

[redacted]

住　所　[redacted]

氏　名　中　尾　裕　美

[redacted]

住　所　[redacted]

氏　名　古　澤　頼　秋

[redacted]

住　所　[redacted]

氏　名　　本　多　秀　義

[redacted]

住　所　[redacted]

氏　名　　宮　谷　玲　子

[redacted]

令和７年６月５日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

人権擁護委員奥由佳氏、中尾裕美氏、古澤頼秋氏、本多秀義氏、宮谷玲子氏は、来る令和７年１２月３１日をもって任期満了となるため、その後任委員の推薦を必要とするものである。

議案第６７号

令 和 7 年 度

池 田 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

（第２号）

令和７年度池田市水道事業会計補正予算（第２号）

（総　　則）

第１条　令和７年度池田市水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和７年度池田市水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（単位　千円）

科目		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
１水道事業収益		２，４８８，５５９	３，４４４	２，４９２，００３
	２営業外収益	３３９，３９７	３，４４４	３４２，８４１

令和７年６月５日　提　出

大阪府池田市長　　瀧　澤　智　子

令和７年度池田市水道事業会計補正予算実施計画

収　益　的　収　入

（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
１水道事業収益			２，４８８，５５９	３，４４４	２，４９２，００３
	２営業外収益		３３９，３９７	３，４４４	３４２，８４１
		３他会計補助金	３，２５４	３，７８９	７，０４３
		５消費税及び地方消費税還付金	２２，１７４	△３４５	２１，８２９

令和７年度池田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（ 令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで ）

（単位　千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益又は当年度純損失（△）		２２，７４７
減価償却費		８５１，７１３
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△	１００
退職給付引当金の増減額（△は減少）		２３，５１２
賞与等引当金の増減額（△は減少）		１９
長期前受金戻入	△	１１１，０４２
受取利息	△	２，１７５
支払利息		１０８，４１５
固定資産除売却費		９，６５７
未収金の増減額（△は増加）	△	６，０８２
未払金の増減額（△は減少）	△	２９６
小　計		８９６，３６８
利息の受取額		２，１７５
利息の支払額	△	１０８，４１５
業務活動によるキャッシュ・フロー		７９０，１２８

２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△　１，６７１，３４３
工事負担金による収入	１９，７０６
国庫補助金による収入	６６，３６３
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	１，５３６
投資活動によるキャッシュ・フロー	△　１，５８３，７３８
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	１，２１２，４００
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△　７００，５０２
財務活動によるキャッシュ・フロー	５１１，８９８
資金増加額（又は減少額）	△　２８１，７１２
資金期首残高	２，３６４，３１４
資金期末残高	２，０８２，６０２

令和７年度池田市水道事業予定貸借対照表

（令和８年３月３１日）

（単位　千円）

資　産　の　部

１ 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		２，１４１，５５８	
ロ 建物	８０２，４３１		
減価償却累計額	△ ４６０，１９０	３４２，２４１	
ハ 構築物	２５，７３６，５３７		
減価償却累計額	△ １２，４８０，５５５	１３，２５５，９８２	
ニ 機械及び装置	１０，６２６，１９０		
減価償却累計額	△ ７，５１１，３０３	３，１１４，８８７	
ホ 車両運搬具	３９，７２２		
減価償却累計額	△ ３５，３３０	４，３９２	
ヘ 工具、器具及び備品	２１６，９７９		
減価償却累計額	△ １７２，５９６	４４，３８３	
ト 建設仮勘定		９３４，８６０	
有形固定資産合計			１９，８３８，３０３

(2) 無形固定資産			
イ ダム使用権	５９６，０６６		
ロ 電話加入権	７７８		
無形固定資産合計		５９６，８４４	
固定資産合計			２０，４３５，１４７
２ 流動資産			
(1) 現金預金		２，０８２，６０２	
(2) 未収金	２９７，４６６		
貸倒引当金	△ ５，０３５	２９２，４３１	
(3) 貯蔵品		２３，５４８	
流動資産合計			２，３９８，５８１
資産合計			２２，８３３，７２８

負　債　の　部

３ 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	８，５３４，８３９		
企業債合計		８，５３４，８３９	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	３８９，７９０		
引当金合計		３８９，７９０	
固定負債合計			８，９２４，６２９
４ 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	７４９，９８２		
企業債合計		７４９，９８２	
(2) 預り金		９２，２１８	
(3) 未払金		１３９，５３２	
(4) 引当金			
イ 賞与等引当金	３６，０４６		
引当金合計		３６，０４６	
流動負債合計			１，０１７，７７８

5 繰延収益			
(1) 長期前受金		5，997，485	
収益化累計額		△ 3，803，163	
繰延収益合計			2，194，322
負債合計			12，136，729
資本の部			
6 資本金			10，035，329
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	721，670		
資本剰余金合計		721，670	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	60，000		
欠損金合計		60，000	
剰余金合計			661，670
資本合計			10，696，999
負債資本合計			22，833，728

議案第６７号　　説　　明

令 和 7 年 度

池田市水道事業会計補正予算説明

（第２号）

収　益　的　収　入

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
					区　　分	金　　額	
		千円	千円	千円		千円	千円
1　水道事業収益		2,488,559	3,444	2,492,003			
(2) 営業外収益		339,397	3,444	342,841			
	3　他会計補助金	3,254	3,789	7,043			
					一般会計補助金	3,789	ＡＩ管路劣化診断に係る一般会計繰入金　3,789　追加
	5　消費税及び地方消費税還付金	22,174	△345	21,829			
					消費税及び地方消費税還付金	△345	△345　減額

議案第６８号

令和７年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ １，９１５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，４４３，１５３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月５日　提出

大阪府池田市長　瀧　澤　智　子

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 繰　入　金		449,771	1,915	451,686
	1 他　会　計　繰　入　金	449,771	1,915	451,686
歳　入　合　計		2,441,238	1,915	2,443,153

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　務　費		95,141	1,915	97,056
	1 総　務　管　理　費	93,994	1,915	95,909
歳　出　合　計		2,441,238	1,915	2,443,153

議案第６８号　　説　　明

令和７年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第２号

1　総　　括

歳　　入　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3　繰　　入　　金	449,771	1,915	451,686
歳　　入　　合　　計	2,441,238	1,915	2,443,153

歳　　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 総　　務　　費	95,141	1,915	97,056				1,915
歳　　出　　合　　計	2,441,238	1,915	2,443,153				1,915

歳　　入

2　歳　入

（款）　3 繰 入 金　　（項）　1 他 会 計 繰 入 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 一般会計繰入金	449,771	1,915	451,686	2 職員給与費等繰入金	1,915	職員給与費等繰入金　1,915 追加
計	449,771	1,915	451,686			

歳　　出

3　歳　出

（款）　1 総 務 費　　（項）　1 総 務 管 理 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	93,994	1,915	95,909				1,915	11 役務費	1,915	通信運搬費　1,915 追加 郵便料
計	93,994	1,915	95,909				1,915			

参考資料

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,990,957	―	1,990,957
	1 後期高齢者医療保険料	1,990,957	―	1,990,957
2 使用料及び手数料		100	―	100
	1 手数料	100	―	100
3 繰入金		449,771	1,915	451,686
	1 他会計繰入金	449,771	1,915	451,686
4 諸収入		410	―	410
	1 延滞金加算金及び過料	300	―	300
	2 預金利子	10	―	10
	3 雑入	100	―	100
歳入合計		2,441,238	1,915	2,443,153

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		95,141	1,915	97,056
	1 総務管理費	93,994	1,915	95,909
	2 徴収費	1,147	－	1,147
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,323,569	－	2,323,569
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,323,569	－	2,323,569
3 保健事業費		16,428	－	16,428
	1 保健事業費	16,428	－	16,428
4 諸支出金		6,100	－	6,100
	1 償還金及び還付加算金	6,100	－	6,100
歳出合計		2,441,238	1,915	2,443,153

議案第６９号

令和７年度池田市一般会計補正予算（第３号）

令和７年度池田市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ ４２，４９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ４４，６４４，９９７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第２表　繰越明許費補正」による。

令和７年６月５日　提出

大阪府池田市長　瀧　澤　智　子

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国　庫　支　出　金		8,260,285	26,497	8,286,782
	2 国　庫　補　助　金	579,141	19,243	598,384
	4 国　庫　交　付　金	758,169	7,254	765,423
19 繰　入　金		1,949,510	10,000	1,959,510
	1 繰　入　金	1,949,510	10,000	1,959,510
20 諸　収　入		1,333,119	6,000	1,339,119
	6 雑　入	768,707	6,000	774,707
歳　入　合　計		44,602,500	42,497	44,644,997

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		5,086,057	12,030	5,098,087
	1 総務管理費	3,925,227	12,030	3,937,257
3 民生費		20,785,309	9,681	20,794,990
	1 社会福祉費	9,859,967	7,745	9,867,712
	3 生活保護費	1,725,835	1,936	1,727,771
4 衛生費		3,800,224	3,789	3,804,013
	1 保健衛生費	2,296,859	3,789	2,300,648
8 土木費		3,049,144	10,360	3,059,504
	4 都市計画費	1,852,251	10,360	1,862,611
10 教育費		5,851,590	3,000	5,854,590
	6 社会教育費	1,940,438	3,000	1,943,438
12 諸支出金		60,318	900	61,218
	1 防災費	60,318	900	61,218
13 予備費		144,730	2,737	147,467
	1 予備費	144,730	2,737	147,467
歳出合計		44,602,500	42,497	44,644,997

第２表　繰越明許費補正

（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　　額
4　衛生費	2　清掃費	ごみ収集車購入事業	11,000

議案第６９号　　説　　明

令和７年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一　般　会　計　第３号

1　総　　括

歳　　入　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国　庫　支　出　金	8,260,285	26,497	8,286,782
19　繰　入　金	1,949,510	10,000	1,959,510
20　諸　収　入	1,333,119	6,000	1,339,119
歳　入　合　計	44,602,500	42,497	44,644,997

歳　　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総　務　費	5,086,057	12,030	5,098,087	3,465		5,100	3,465
3 民　生　費	20,785,309	9,681	20,794,990	3,883			5,798
4 衛　生　費	3,800,224	3,789	3,804,013	3,789			
8 土　木　費	3,049,144	10,360	3,059,504	10,360			
10 教　育　費	5,851,590	3,000	5,854,590	5,000			△2,000
12 諸　支　出　金	60,318	900	61,218			900	
13 予　備　費	144,730	2,737	147,467				2,737
歳　出　合　計	44,602,500	42,497	44,644,997	26,497		6,000	10,000

歳　　入

2　歳　入

（款）15 国 庫 支 出 金　　（項）2 国 庫 補 助 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	272,400	3,883	276,283	4 生活困窮者自立支援補助	968	生活困窮者自立支援補助　968 追加
				9 障がい者総合支援事業費補助	2,915	障がい者総合支援事業費補助　2,915 追加
4 土木費国庫補助金	127,000	10,360	137,360	6 先導的官民連携支援事業費補助	10,360	先導的官民連携支援事業費補助　10,360 追加
5 教育費国庫補助金	31,489	5,000	36,489	8 こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助	5,000	こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助　5,000 追加
計	579,141	19,243	598,384			

（款）15 国 庫 支 出 金　　（項）4 国 庫 交 付 金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 総務費国庫交付金	453,046	7,254	460,300	4 新しい地方経済・生活環境創生交付金	7,254	新しい地方経済・生活環境創生交付金　7,254 追加
計	758,169	7,254	765,423			

（款） 19 繰 入 金　　（項） 1 繰 入 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 基金繰入金	1,941,048	10,000	1,951,048	1 財政調整基金繰入金	10,000	財政調整基金繰入金　10,000 追加
計	1,949,510	10,000	1,959,510			

（款）20 諸 収 入　　（項）6 雑 入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 雑　　入	768,332	6,000	774,332	2 雑　　入	6,000	コミュニティ助成金　3,400 追加 地域の文化・芸術活動助成　2,600 追加
計	768,707	6,000	774,707			

歲　　出

3　歳　出

（款）　2 総 務 費　　（項）　1 総 務 管 理 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	1,718,968	6,930	1,725,898	3,465			3,465	12 委託料	6,820	システム構築委託料 6,820 追加
								17 備品購入費	110	庁用器具費 110 追加 カードリーダー 他
13 自治振興費	395,343	2,500	397,843			2,500		18 負担金補助及び交付金	2,500	補助金 2,500 追加 コミュニティ助成
14 文化振興費	24,819	2,600	27,419			2,600		18 負担金補助及び交付金	2,600	補助金 2,600 追加 いけだ市民文化振興財団
計	3,925,227	12,030	3,937,257	3,465		5,100	3,465			

（款）　3 民 生 費　　（項）　1 社 会 福 祉 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	5,372,621	1,915	5,374,536				1,915	27 繰出金	1,915	後期高齢者医療事業特別会計繰出金　1,915 追加
5 障がい福祉費	3,261,941	5,830	3,267,771	2,915			2,915	12 委託料	5,830	電算委託料　5,830 追加
計	9,859,967	7,745	9,867,712	2,915			4,830			

（款）　3 民 生 費　　（項）　3 生 活 保 護 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 生活保護総務費	121,994	1,936	123,930	968			968	12 委託料	1,936	電算委託料　1,936 追加
計	1,725,835	1,936	1,727,771	968			968			

（款）　4 衛 生 費　　（項）　1 保 健 衛 生 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
10 水 道 費	4,790	3,789	8,579	3,789				27 繰 出 金	3,789	水道企業会計繰出金 3,789 追加
計	2,296,859	3,789	2,300,648	3,789						

（款）　8 土 木 費　　（項）　4 都 市 計 画 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	121,136	10,360	131,496	10,360				12 委託料	10,360	調査委託料　10,360 追加
計	1,852,251	10,360	1,862,611	10,360						

（款）10 教 育 費　　（項）　6 社 会 教 育 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
8 青少年教育振興費	36,550	3,000	39,550	5,000			△2,000	12 委託料	3,000	子どもの居場所づくり推進 委託料　3,000 追加
計	1,940,438	3,000	1,943,438	5,000			△2,000			

（款） 12 諸 支 出 金　　（項） 1 防 災 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 災害対策費	60,318	900	61,218			900		18 負担金補助及び交付金	900	補助金　900 追加 自主防災組織資機材等整備助成
計	60,318	900	61,218			900				

（款） 13 予 備 費　　（項） 1 予 備 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 予 備 費	144,730	2,737	147,467				2,737			予備費　2,737 追加
計	144,730	2,737	147,467				2,737			

参考資料

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 市税		17,143,300	―	17,143,300
	1 市民税	8,227,300	―	8,227,300
	2 固定資産税	6,706,000	―	6,706,000
	3 軽自動車税	148,500	―	148,500
	4 市たばこ税	560,000	―	560,000
	5 入湯税	5,000	―	5,000
	6 都市計画税	1,496,500	―	1,496,500
2 地方譲与税		239,600	―	239,600
	1 地方揮発油譲与税	41,000	―	41,000
	2 自動車重量譲与税	134,000	―	134,000
	3 航空機燃料譲与税	49,000	―	49,000
	4 森林環境譲与税	15,600	―	15,600
3 利子割交付金		37,000	―	37,000
	1 利子割交付金	37,000	―	37,000
4 配当割交付金		166,000	―	166,000
	1 配当割交付金	166,000	―	166,000
5 株式等譲渡所得割交付金		210,000	―	210,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	210,000	―	210,000

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 法人事業税交付金		340,000	―	340,000
	1 法人事業税交付金	340,000	―	340,000
7 地方消費税交付金		2,500,000	―	2,500,000
	1 地方消費税交付金	2,500,000	―	2,500,000
8 ゴルフ場利用税交付金		70,000	―	70,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	70,000	―	70,000
9 環境性能割交付金		60,000	―	60,000
	1 環境性能割交付金	60,000	―	60,000
10 地方特例交付金		86,500	―	86,500
	1 地方特例交付金	86,000	―	86,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	500	―	500
11 地方交付税		6,100,000	―	6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000	―	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	―	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	―	12,000
13 分担金及び負担金		322,558	―	322,558
	1 負担金	322,558	―	322,558

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 使用料及び手数料		990,809	―	990,809
	1 使用料	733,429	―	733,429
	2 手数料	256,438	―	256,438
	3 証紙収入	942	―	942
15 国庫支出金		8,260,285	26,497	8,286,782
	1 国庫負担金	6,844,776	―	6,844,776
	2 国庫補助金	579,141	19,243	598,384
	3 国庫委託金	78,199	―	78,199
	4 国庫交付金	758,169	7,254	765,423
16 府支出金		3,596,947	―	3,596,947
	1 府負担金	2,791,572	―	2,791,572
	2 府補助金	409,443	―	409,443
	3 府委託金	77,963	―	77,963
	4 府交付金	317,969	―	317,969
17 財産収入		33,902	―	33,902
	1 財産運用収入	21,536	―	21,536
	2 財産売払収入	12,366	―	12,366
18 寄附金		208,370	―	208,370

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 寄附金	208,370	―	208,370
19 繰入金		1,949,510	10,000	1,959,510
	1 繰入金	1,949,510	10,000	1,959,510
20 諸収入		1,333,119	6,000	1,339,119
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	―	20,000
	2 市預金利子	1,312	―	1,312
	3 貸付金元利収入	141,600	―	141,600
	4 収益事業収入	400,000	―	400,000
	5 受託事業収入	1,500	―	1,500
	6 雑入	768,707	6,000	774,707
21 市債		942,600	―	942,600
	1 市債	942,600	―	942,600
歳入合計		44,602,500	42,497	44,644,997

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		380,465	―	380,465
	1 議会費	380,465	―	380,465
2 総務費		5,086,057	12,030	5,098,087
	1 総務管理費	3,925,227	12,030	3,937,257
	2 徴税費	561,908	―	561,908
	3 戸籍住民基本台帳費	312,232	―	312,232
	4 選挙費	160,436	―	160,436
	5 統計調査費	95,448	―	95,448
	6 監査委員費	30,806	―	30,806
3 民生費		20,785,309	9,681	20,794,990
	1 社会福祉費	9,859,967	7,745	9,867,712
	2 児童福祉費	9,199,127	―	9,199,127
	3 生活保護費	1,725,835	1,936	1,727,771
	4 災害救助費	380	―	380
4 衛生費		3,800,224	3,789	3,804,013
	1 保健衛生費	2,296,859	3,789	2,300,648
	2 清掃費	1,503,365	―	1,503,365
5 労働費		14,238	―	14,238

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 労働諸費	14,238	―	14,238
6 農林水産業費		50,741	―	50,741
	1 農林費	50,741	―	50,741
7 商工費		259,086	―	259,086
	1 商工費	259,086	―	259,086
8 土木費		3,049,144	10,360	3,059,504
	1 土木管理費	500,252	―	500,252
	2 道路橋りょう費	480,699	―	480,699
	3 河川費	44,317	―	44,317
	4 都市計画費	1,852,251	10,360	1,862,611
	5 住宅費	171,257	―	171,257
	6 災害防止費	368	―	368
9 消防費		1,366,716	―	1,366,716
	1 消防費	1,366,716	―	1,366,716
10 教育費		5,851,590	3,000	5,854,590
	1 教育総務費	1,725,243	―	1,725,243
	2 小学校費	777,926	―	777,926
	3 中学校費	419,872	―	419,872

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	4 幼稚園費	274,637	―	274,637
	5 給食センター費	713,474	―	713,474
	6 社会教育費	1,940,438	3,000	1,943,438
11 公債費		3,753,882	―	3,753,882
	1 公債費	3,753,882	―	3,753,882
12 諸支出金		60,318	900	61,218
	1 防災費	60,318	900	61,218
13 予備費		144,730	2,737	147,467
	1 予備費	144,730	2,737	147,467
歳出合計		44,602,500	42,497	44,644,997

歳出性質別表

（単位：千円）

区分		補正前の額	補正額	計
義務的経費		25,599,376	—	25,599,376
	人件費	9,589,693	—	9,589,693
	扶助費	12,255,801	—	12,255,801
	公債費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費		1,680,630	—	1,680,630
その他		17,322,494	42,497	17,364,991
	物件費	8,329,838	28,056	8,357,894
	その他	8,992,656	14,441	9,007,097
合計		44,602,500	42,497	44,644,997

一般会計

令和７年度　補正第３号　歳出款別節別内訳表　（単位：千円）

節別＼款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1 報酬	160,107	177,712	373,609	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,177,698		123		2,061,827
2 給料	33,703	683,776	595,972	295,748	3,435	10,811	6,343	192,378	522,193	577,653				2,922,012
3 職員手当等	98,132	672,434	576,042	270,339	2,406	10,074	9,825	168,663	478,137	783,619		4,953		3,074,624
4 共済費	54,671	306,929	292,611	133,055	1,204	4,522	5,904	77,474	195,606	458,824				1,530,800
5 災害補償費		300							100	30				430
6 恩給及び退職年金														
7 報償費	121	145,318	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		652		284,131
8 旅費	4,208	18,350	12,573	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	55,917				104,862
9 交際費	1,000	1,600								485				3,085
10 需用費	5,505	243,346	84,117	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,347,750
11 役務費	1,166	161,375	43,705	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		269,183
12 委託料	6,507	1,596,940	658,291	1,441,384		932	22,153	681,054	5,221	1,302,310		10,210		5,725,002
13 使用料及び賃借料	1,299	618,202	41,638	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,079,423
14 工事請負費			237,600				29,000	734,000		383,800				1,384,400
15 原材料費			223	138				437	69	4,141				5,008
16 公有財産購入費														
17 備品購入費	195	6,041	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		330		83,040
18 負担金補助及び交付金	13,851	187,279	2,477,040	91,051	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	234,149		14,638		3,193,495
19 扶助費		93	12,099,032	86,991						69,685				12,255,801
20 貸付金			2,224				138,000							140,224
21 補償補填及び賠償金		100	200	8,709				3,030		5,550				17,589
22 償還金利子及び割引料		51,025		1,937						50	3,753,882			3,806,894
23 投資及び出資金														
24 積立金		227,189	4,570	20,000			35	184				107		252,085
25 寄附金														
26 公課費		78	33	691					966	9				1,777
27 繰出金			3,265,351	824,898		2,341		845,406	16,092					4,954,088
予備費													147,467	147,467
（ ）%	(0.9)	(11.4)	(46.6)	(8.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.9)	(3.1)	(13.1)	(8.4)	(0.1)	(0.3)	(100.0)
計	380,465	5,098,087	20,794,990	3,804,013	14,238	50,741	259,086	3,059,504	1,366,716	5,854,590	3,753,882	61,218	147,467	44,644,997

一般会計

令和７年度　　補正第３号

歳出性質別節別内訳表

（単位：千円）

性質別／節別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
	人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1 報酬	2,061,827			2,061,827				2,061,827
2 給料	2,922,012			2,922,012				2,922,012
3 職員手当等	3,074,624			3,074,624				3,074,624
4 共済費	1,530,800			1,530,800				1,530,800
5 災害補償費	430			430				430
6 恩給及び退職年金								
7 報償費							284,131	284,131
8 旅費						104,862		104,862
9 交際費						3,085		3,085
10 需用費					130,000	1,217,750		1,347,750
11 役務費						269,183		269,183
12 委託料					116,361	5,608,641		5,725,002
13 使用料及び賃借料					2,098	1,077,325		1,079,423
14 工事請負費					1,384,400			1,384,400
15 原材料費						5,008		5,008
16 公有財産購入費								
17 備品購入費					11,000	72,040		83,040
18 負担金補助及び交付金					18,027		3,175,468	3,193,495
19 扶助費		12,255,801		12,255,801				12,255,801
20 貸付金							140,224	140,224
21 補償補填及び賠償金							17,589	17,589
22 償還金利子及び割引料			3,753,882	3,753,882			53,012	3,806,894
23 投資及び出資金								
24 積立金							252,085	252,085
25 寄附金								
26 公課費							1,777	1,777
27 繰出金					18,744		4,935,344	4,954,088
予備費							147,467	147,467
計　（ ）％	(21.5)	(27.4)	(8.4)	(57.3)	(3.8)	(18.7)	(20.2)	(100.0)
	9,589,693	12,255,801	3,753,882	25,599,376	1,680,630	8,357,894	9,007,097	44,644,997